

●高砂商業振興株式会社定款(平成20年6月24日定時株主総会承認)

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、高砂商業振興株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店・飲食店・スーパーマーケット・旅行代理店・美・理容店等の商業施設の賃貸、管理及び経営
2. 映画・音楽・美術・スポーツその他文化事業のための施設の賃貸、管理
3. 遊戯場の経営、賃貸、管理
4. 診療施設の賃貸、管理
5. 公共事務施設の管理
6. 広告施設の経営、賃貸、管理
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県高砂市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,200株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券)

第9条 当社の株式については、株券を発行する。

- 2 当社の株券の種類は、取締役会の定めるところによる。

(株主の氏名、住所等の届出)

第10条 株主、質権者、又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出するものとする。その変更があったときも同様とする。

- 2 外国に居住する株主、質権者又は、その法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて当会社に届出するものとする。

その変更があったときも同様とする。

- 3 第1項の規定は、法人の代表者及び前項の代理人に準用する。

(株券の取扱)

第11条 当会社の株式の譲渡、名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付その他株式に関する取扱手続き並びに手数料は取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(定時及び臨時総会)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎にこれを開く。

(招集者及び議長)

第14条 総会は、取締役会の決議を経て、社長たる代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(普通決議の方法)

第15条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は法定代理人は、その総会ごとに代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

2 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、その経過要領、及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに署名し、これを本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、代表取締役

(定員)

第18条 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(選任)

第19条 取締役及び監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の権限の範囲)

第21条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(代表取締役、役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、会長1名、社長1名を置き、なお副社長、専務、及び常務取締役若干名を置くことができる。

2 社長は、これを代表取締役とする。

3 社長以外の役付取締役に代表権を与えるときは、取締役会の決議による。

(代表取締役の業務執行)

第23条 社長は取締役会の決議に基づき、当会社の業務を統括する。

2 副社長、専務及び常務取締役は社長を補佐し、当会社の業務を分掌しこれを執行する。

3 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(相談役)

第24条 取締役会の決議により、業務執行の諮問機関として相談役、顧問を置くことができる。

(報酬)

第25条 取締役及び監査役の報酬は、これを区分して株主総会において定める。

第5章 取締役会

(取締役会の権限等)

第26条 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行を決定する。

(取締役会の招集者及び議長)

第27条 取締役会は法令、又は取締役会規則に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。

(招集通知)

第28条 取締役会招集の通知は、各取締役に對して会日の5日前に発するものとする。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮し、又は全員の同意のあるときは省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載し、出席取締役がこれに署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度及び決算期)

第31条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日を決算期日とする。

(剰余金の配当等)

第32条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第33条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 補 則

第34条 この定款に定めなき事項は、全て会社法及び他の法令の規定に従う。

定 款

高砂北部開発株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、高砂北部開発 株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店、飲食店、スーパーマーケット、旅行代理店等の
商業施設の賃貸、管理
2. 映画、音楽、美術、スポーツその他の文化事業のための
施設の賃貸、管理
3. 前各号のためにする不動産の賃貸、管理
4. 遊戯場の経営、賃貸、管理
5. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県高砂市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,200株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社は株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡については、株主は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合に、株主に割当てを受ける権利を与えるときには、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日については、取締役会の決議によって定める。

(名義書換)

第10条 譲渡により株式の名義書換を請求しようとする者は、請求書に記名押印のうえ、これにその事由を証する書面および株券を添えて当会社に提出しなければならない。

2 譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求しようとする者は、請求書に記名押印のうえ、これに株券を添えて当会社に提出しなければならない。その変更または抹消の場合も同様とする。

●(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 株式について質権の登録、または信託財産の表示の登録をしようとする者は、請求書に記名押印のうえ、これに株券を添えて当会社に提出しなければならない。その変更または抹消の場合も同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の喪失によりその再発行を請求する場合には、請求書に記名押印のうえ、会社法の株券喪失登録手続を実施の上で法定の書類を添えて提出しなければならない。

第12条の2 株券の分割、併合、毀損その他の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に記名押印のうえこれに株券を添えて当会社に提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 株主および登録された質権者またはその代表者もしくは法定代理人は、その住所、氏名及び印鑑を当会社に届出なければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じた場合、その事項につき同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とし、最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 16 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 21 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 22 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 23 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 取締役は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会においてさだめた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 取締役会決議事項について取締役が提案し、取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の設置)

第 33 条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第 34 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の監査の権限)

第 35 条 監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

(監査役の選任)

第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(期末配当金の除斥期間)

第 41 条 期末配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金には利息を付けない。

附 則

平成 6 年 9 月 2 日 第 20 条について変更

平成 10 年 5 月 20 日 第 5 条について変更

平成 10 年 9 月 25 日 第 13 条及び第 31 条について変更

平成 16 年 5 月 11 日 第 20 条の 1 について変更

平成 18 年 5 月 19 日 新会社法施行により変更

平成 24 年 5 月 15 日 第 15 条、39 条、40 条変更

第 39 条（事業年度）の規定にかかわらず第 20 期事業年度は、
2012 年 2 月 21 日から 2013 年 2 月 28 日までとする。

なお、本附則は、第 20 期事業年度終了後にこれを削るもの
とする。

本定款は、当会社の現行定款であります。

平成 24 年 5 月 16 日

兵庫県高砂市緑丘二丁目 1 番 40 号

高砂北部開発株式会社